

学校において予防すべき感染症について

平成 27 年 保健部

学校保健安全法施行規則より

	感染症の種類	出席停止期間
第 二 種	インフルエンザ(鳥インフルエンザ:H5N1 除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適切な抗菌療法が終了するまで
	麻疹	発しんに伴う発熱が解熱した後3日経過するまで※医師の判断で長期に及ぶ場合あり
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹	発しんが消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発しんがかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで
第 三 種	コレラ・細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス・パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 等	

(参考)「学校において予防すべき感染症の解説」